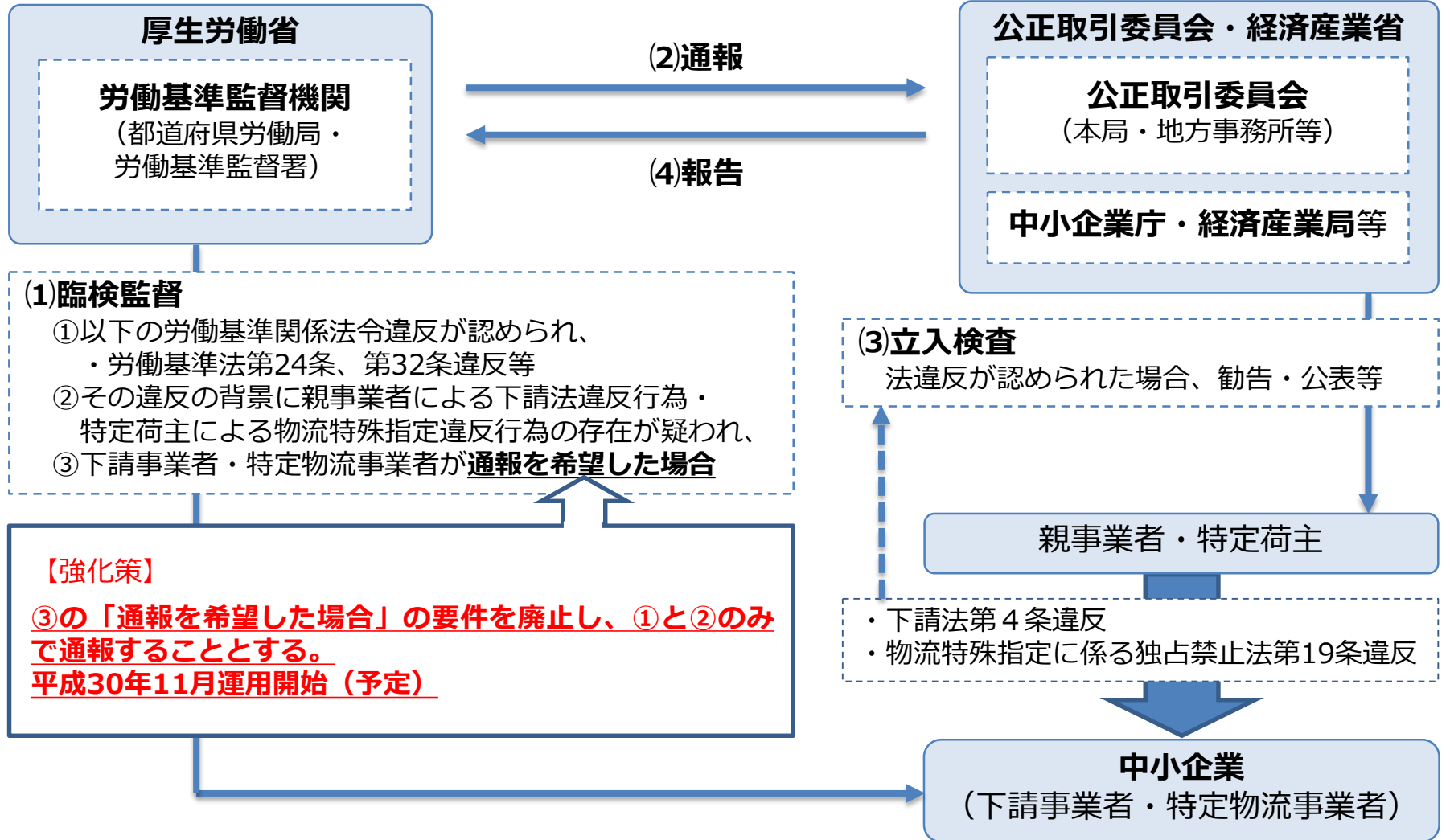


労働基準監督機関と公正取引委員会・経済産業省への通報制度の強化策



※ 上図の強化策のほか、労働基準監督署で把握している短納期発注による長時間労働について特徴的な事例(下請法違反の疑いがあるもの)を追加収集し、取引関係の所管官庁の相談窓口とともに、全国社会保険労務士会連合会等に情報提供を行う予定。

※ 建設業においても、国土交通大臣許可の親事業者に対しては、上図と同様の対応を行う。